



# 後期高齢者医療保険のお知らせ

8月から

保険証が新しくなります

新しい保険証を7月中旬に郵送しますので、記載内容をご確認ください。手続きは必要ありません。

8月1日からは新しい保険証を使用し、期限が切れた保険証は返還するか、細かく裁断し破棄してください。

## ○限度額適用標準負担額減額認定証

医療機関などの窓口にて提示すると、受診時の窓口支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになり、食事代も減額されます。

**対象** 住民税非課税世帯に属している人(同世帯の全員が、住民税非課税)

## ▼すでに交付を受けている人

対象者には、新しい認定証を保険証とともに7月中に郵送します。申請は必要ありません。

## ▼該当する人でまだ認定証を持っていない人

保険証、印かんを持って、国保けんこう課の窓口で申請してください。

## 保険料をお知らせします

平成26年度の保険料を、7月中旬に決定通知書(兼納入通知書)でお知らせします。納付の方法は、それぞれ異なりますので、納入通知書の内容をご確認ください。

## 保険料が変わります

均等割額 46,800円

所得割額 8.8%(賦課限度額57万円)

○所得が少ない人の保険料は、次のように軽減措置が継続されます

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	年間の均等割額
33万円以下	7,000円
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	4,600円
33万円+(24万5千円×被保険者数)以下	23,400円
33万円+(45万円×被保険者数)以下	37,400円

  

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得額などから基礎控除額33万円を差し引いた額)	所得割額の軽減の割合
58万円以下(年金収入で211万円まで)	5割

## ○被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,600円になります。

※これらの軽減措置は、手続きの必要はありません。保険料の納付が困難なときはご相談ください。

■国保けんこう課(内線110)



高齢者が安心して生活できるまちづくり



vol.35

神奈川県伊勢原市と対戦した今年のチャレンジデーは、63.5%の参加率で勝利し、7年連続の金メダルを獲得しました。市民の皆さまのご協力に感謝申し上げます。

この勝利の二つに、多くの高齢者の皆さまが、お住まいの地域でラジオ体操やウォーキングなどの運動へ取り組みられたことや、今年オープンした古賀島スポーツ広場を活用したグラウンド・ゴルフ大会に参加されたことにあります。このことをきっかけとして継続的な運動へとつながれば幸いです。

さて、高齢者が元気で生きがいを実感しながら暮らせるまちづくりは、私がめざす大村市の将来像の一つです。皆さんにお聞きすると、「住み慣れた地域で暮らし続けたい」とよくおっしゃられます。住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるように、医療、看護、介護そして健康づくりの各種サービスを連携して提供できるようにシステムがあればと思います。

先日、高齢者のケアに関係の深い大村市医師会、大村東彼歯科医師会、大村東彼薬剤師会、大村市介護支援専門員連絡協議会の4団体と「地域包括ケアシステムの構築に向けた連携協定」を締結しました。

今回の連携協定は、これまで各団体の独自で取り組んできた地域ケア活動の情報やノウハウを共有し、地域の課題解決に向けた調査研究を行う、県内初の取り組みとなります。

今後、高齢者が安心して生活できるまちづくりをめざして、平成28年度までに全国に誇れる地域包括ケアシステム「大村モデル」が完成するように関係団体とともに取り組んでいきます。